

Zenkoku Aozeiien

主月税連

税理士法改正に関する研修活動を
より精力的に

- 142
- 143
- 144
- 145
- 146
- 147
- 148
- 149
- 150
- 151
- 152
- 153**
- 154
- 155
- 157

July.15.2009 No. **153**

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

No.153 JULY.15.2009

Content

会長退任挨拶 ————— P.3~4

「制度」の確立・改善に取り組んだ一年
会長 菅原 祥元

秋季シンポジウム in GIFUのごあんない ——— P.4

仙台ミーティング ————— P.5~6

来るべき税理士法改正に向けて ——— 城田 英昭

法対情報 ————— P.7~8

日税連執行部との懇談会 ——— P.8~10

「国税当局からの受託業務」「税理士法改正」

「税制改正」などを議題に懇談 ——— 広報部

8月1日は名古屋にいりゃあ~せ! — P.10~11

全青税名古屋大会へのお誘い ——— 小関 剛史



全青税ホームページアドレス <http://www.aozei.com>

会 長 退 任 挨 拶

「制度」の確立・改善に取り組んだ一年

会長 菅原 祥元 (東京)

全国青年税理士連盟の皆様、こんにちは。会長の菅原祥元です。8月1日の名古屋大会とともに任期の満了も迫ってまいりました。最後まで気を抜かず完走したいと思いますが、退任にあたり一言ご挨拶させていただきます。

全国青税のメインの事業活動となるのは、法対策です。規約全文に掲げられているように、租税法主義の理念に則り納税者の権利擁護をめざすとともに、国民のための税理士制度の確立及び租税制度の改善を目的としての活動であります。会長職をお引き受けしたとき、この理念を掲げて一年間活動していくことに身の引き締まる思いがいたしました。任期は一年ですが、本当に早い一年間でした。この間、執行部、各单位青税、会員の皆様に支えられましたことに心より感謝いたします。

●制度問題について

まず、今年度の最重要課題は、来るべき税理士法改正に向けての取り組みです。平成13年の税理士法改正から7年が過ぎ、規制改革会議の要請を踏まえ、平成23年に見直しがされようとしています。法改正にあたり、常に念頭におかなければならない基本原則として、「公正な資格取得制度の確立」「納税者の代理人制度」「行政からの独立性が確保されている制度」を掲げてまいりました。とりわけ公正な資格取得制度の確立は、青税が税理士法改正運動において一貫して主張してきたことです。

最近では、もっぱら公認会計士の問題がクローズアップされています。各受験専門学校においても税理士試験の受験者数は減少傾向で、公認会計士試験の受験者数が増加傾向にあるようです。そ

の一因は、受験資格要件や試験制度にあると思いますが、本質的な要因は、やはり税理士資格の自動付与制度（税理士法3条1項4号）にあると考えます。受験生にとって受験資格要件がない公認会計士試験は、比較的早い段階でチャレンジできますし、合格者数の増加により合格しやすい資格であるという期待感、なにより、税理士資格が付

与されるという仕組みから人気があるのではないのでしょうか。税理士になるために公認会計士試験を受ける。現在の制度設計では、このように考える受験生がいても責められないと思います。私たちにできることは、税理士は誇りを持って仕事ができる魅力ある資格であるということを地道に啓蒙していくことであり、税理士となるた

めには、税理士試験を受ける必要があり、また、チャレンジしたくなる資格制度へと法改正していくことであります。

また、1泊2日の合宿で、「税理士の使命」について会員間で理念を共有し「無償独占」「代理権」「自治権」という普段じっくりと議論することができないテーマを取り上げて、徹底的な議論を交わしました。現在報告書を作成しており「青税版税理士法第1条」も掲載予定です。

税理士法改正に向かっては、全国青税が一丸となり、一貫した議論をすべく平成23年までの措置として「税理士法改正特別委員会」を設置しました。合宿でのディスカッションをベースに委員会において日本税理士会連合会制度部の「税理士法改正要望項目」（タタキ台）を注視し、今後も検討を重ねていていただきたいと思います。

●アウトソーシング問題について

国税当局からの税理士業務に係る受託業務を税



務支援制度の範疇に含めることに反対しました。特に「申告案内コールセンター」については、強く反対をし、意見書を日本税理士会連合会に提出しました。税務支援は本来、税理士が自発的に行うべきとの観点から、全国青税らしい独自の事業として無料税金相談会開催に関するアンケート調査をしました。相談会の実施は次年度となりますが、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

●国際交流について

今年度においては、韓国税務士考試会との交流における担当部署を明確にすべく、国際交流委員会を立ち上げ、今後の有意義な交流のあり方について検討しました。総会への参加は2～3名とし、勉強会は別途で隔年1回交互に開催し、開催国側においては一般会員も参加できる企画を協議しており、友好協定の見直しをする予定です。

また、次年度になりますが、税理士制度のお手本といわれているドイツを訪問する予定です。税理士制度の歴史とドイツ税理士法第7次、8次改正の改革と動向及び昨今における税理士業務の実態について、現地において生の声を全国青税の仲間とともに肌で実感し、我が国における税理士法改正に向け、国際社会における課題等も注視し検討の基礎とすべく視察の準備をしているところです。

●組織問題について

全国青税の直接の会員は、単位青税となってお

ります。各単位青税における構成員の獲得は、それぞれの単位青税でさまざまな施策により、組織拡大に尽力されております。全国青税においては、各地における青年税理士の団体に声をかけ、全国青税の活動に参加を呼びかける施策が必要です。今年度は、情報収集のうえ鹿児島と岡山2つの団体と接触を図ることができました。組織としての全国青税加入はまだまだ困難な状況にありますが、まずは、個人会員として全国青税に参加していただけるよう活動してまいりました。より多くの青年税理士もしくは団体との情報、意見交換が必要と考えます。

上記以外にも報告させていただくことはありますが、詳細は事業報告に譲ることといたします。継続的な活動ゆえ、次年度に引き継ぐことも多く、次期の執行部に期待をしております。

最後になりましたが、この一年間、様々なご意見、ご指導等をいただきました皆様に心より感謝いたします。また、全国青税を一年間支えてくださいました執行部の皆様、会員の皆様、本当にありがとうございました。次年度新執行部に対しましても変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

全国青税の益々の発展を祈念して、退任のご挨拶とさせていただきます。

秋季シンポジウム in G I F U

統一テーマ

相続税

日 時

平成21年11月15日（日）

場 所

長良川国際会議場（シンポジウム）
岐阜都ホテル（懇親会）

※詳細は追ってご案内いたします。

仙台ミーティング

来るべき税理士法改正に向けて



〔法対策部〕研究活動実行委員長 城田 英昭

全国青年税理士連盟は創設当初から、納税者の権利擁護を理念として活動を行ってきた。しかし、ここ数年は理不尽ともいえる税制改正等の対応に時間を割かれ、なかなか我々の目指すべき理念に対しての根本的な議論を行う機会が少なくなっている。また、理事を初めとする会員も、時代の移り変わりと共に世代交代が進み、納税者の権利擁護を活動の第一とすることが考えにくい状況になっている事も否めない。

そこで、本年度は税理士法に関する研究活動を積極的に行っていこうという菅原会長の方針のもと、法対策部に研究活動実行委員会を設けた。この委員会は年度当初から、前々年度に行われた名古屋ミーティングの方法を参考に、合宿形式によるディスカッションを実施し、多く

の会員同士が直接議論を交わす機会を創るという予定で準備を進めてきた。

全体テーマ

税理士法第1条

そして、3月28～29日の2日間、「仙台ミーティング」と称し、ホテルサンルート仙台において実現した。統一テーマは「税理士法第1条」とし、様々な角度から納税者の権利を擁護するために税理士法第1条の改正が必要であるか否かを考える内容とした。まず、全体会として元全青法対策部長であり、現関東学院大学教授でもある、東京青税の阿部徳幸会員により、現行の「税理士制度と税理士法第1条」についての講義を受け、参加者全員で税理士法第1条についての認識を一にした。

分科会に分かれて討議

その後十数名ずつに別れて分科会を行った。それぞれのテーマは第一分科会「無償独占」、第二分科会「代理権」、第三分科会「自治権」である。分科会は2日間に渡り約7時間に及ぶ時間を費やし行った。最後にもう一度全体会を行い、各分科会の議論の内容と結論を発表した。第一分科会「無償独占」では、納税者の権利擁護のためには無償独占は堅持すべきであるという結論に至った。

第二分科会「代理権」では、税理士法第2条において代理権は明示されているが、代理権が与えられている内容が不明瞭なので、第30条以降の改正を要すること、訴訟代理権についても当然税理士に与えるべきという



分科会に分かれての討議

結論に至った。

第三分科会「自治権」では、国家と対等に渡り合うためには、監督官庁に管理監督される現行を改正し、自治権を確立すべきであるという結論に至った。

それぞれの分科会は一見別々の議論になると思われがちだが、実はどれも関連性が深く、他の分科会のテーマについても議論に含めていかないと、結論が出ないという事を皆が認識出来た。

納税者の権利擁護が使命

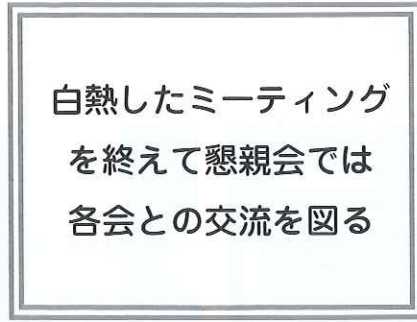
最終的には、税理士法第一条において、税理士が納税者の権利を擁護する使命があるということを確認し、これを明確に規定すべきである



という結論に達した。

過日の日税連執行部との懇談会では、「青税は理想論より実現可能性を考えるべき」との池田会長の発言があったが、我々が理想論を訴え続けなければ、活動の根幹を見失うと言っても過言ではない。

それぞれの分科会の議論の内容及び青税版改正税理士法第一条を織り込んだ「仙台ミーティングレポート」を作成したので、これを会員の皆様に配布すると共に、このレポートを今後の活動の礎として活用して頂く事を願う次第である。



「税理士制度改革」「税制改正」 などについて検討、意見書提出



法対策部長 坂田 覚

～納税者の権利擁護確立に向けて～

昨年8月の定時総会（第41回さいたま大会）にて菅原会長のもと新執行部がスタートしました。このときの大会スローガンは「確かめよう！～青税のまあるい和～」でした。今年度は時には熱い議論になりつつも、ここまで菅原会長の人柄により和気藹々とした「青税のまあるい和」を確かめ合う充実した理事会であったと感じています。

さて、理事会での審議事項の多くは、法対策部による提案となります。今年度は青税理念である「納税者の権利擁護」を念頭に活動をさせていただきました。以下においてその具体的活動についてご報告申し上げます。

I 委員会設置について

今年度事業計画を遂行するために6つの委員会（①税理士制度対策委員会②税制対策委員会③納税者権利擁護推進委員会④公益的業務対策委員会⑤研究活動実行委員会⑥海外視察特別委員会）を設置し検討及び提言を行いました。

II 更なる税理士制度の発展に向けて

(1) 税理士法改正

平成23年税理士法改正実現に向けての機運が高まってきてい

ます。全青税としては、前事業年度に資格取得制度及び補助税理士制度を中心とした「税理士法の更なる改正に向けての意見書」を日税連に提出しました。

今年度は、引き続き日税連制度部による改正要望項目たたき台（11項目）に挙がっていない税理士法第1条（税理士の使命）を中心に意見表明を行いました。第1条現行法は「独立した公正な立場において」と規定しており、税理士は税務官公署にも納税者にも偏らない中立な立場において業務を行うべきとする解釈を生じせしめ、税理士の基本的な立場を曖昧にしています。税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護する使命があることを明確に表現すべきであると考えます。

また、組織として平成23年税理士法改正に向けて継続的に対応すべく税理士法改正特別委員会（会長直轄）を12月に設置し、税理士法改正要望項目についての策定を行っています。

(2) 税務支援問題

本年1月、日税連において臨時総会が開催され、国税当局からの受託業務について税務支援の範疇とする取り決めがなされました。国税当局からの外部委

託業務を税理士会が行う税務支援事業に含めることは、税務支援制度の趣旨を明らかに逸脱するものです。

特に「申告案内コールセンター」については、問題が多く国税当局の下請け事業と国民に認知され、税理士法1条の使命に反し、税理士制度に対する国民の信頼性を損なうものであると思います。

よって、臨時総会前に早急な規則および細則の改正を行うべきではないとする意見書を日税連に提出しました。

この問題については、日税連執行部懇談会にて議論となりました。税務支援事業は、国税当局からの受託ではなく、税理士会自らが社会貢献のために独自事業として開催することが大切です。そこで全青税としては、地方公共団体に税務相談会アンケートを実施し、新たな社会貢献事業について検討を行ってまいります。

(3) 研究活動について

本年3月に税理士法1条を基本テーマに、「無償独占」「代理権」「自治権」の各項目について研究及び検討すべく仙台ミーティングを開催しました。50名程度の会員が仙台に集まり、大変実りのある議論であったと思います。現在、仙台ミーティン

グの研究成果を受けて我々の理想とする税理士法1条の作成に向けて検討を行っています。

また、今年度は全青税として久しぶりとなる海外視察について検討を行いました。理事会審議により結果的に次年度にドイツ視察を行う予定となりました。実際に現地に行き、税理士制度及び税制を学ぶことは、非常によい経験になるだろうと思います。会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

Ⅲ 税制に関する対応について

(1) 平成21年度税制改正について

昨年の秋頃より総選挙が行われると言われながら、なかなか行われず、政治動向を注視しながらの活動となり、対応に難しさを感じる一年であったと思います。そのような状況の中、以下の項目について意見表明を行いました。

政府において相続税法の抜本

的改正が検討されていたことに対し、国民への周知不足の観点より早急な改正を行うべきではないとして、政府税制調査会会長等に対して意見書を提出しました。また、不況による緊急対策の一環として、中小企業に対する「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入規定」(法人税法35条)を廃止するよう国会議員等に対して要望書を提出しました。

いずれの項目も立法課程を含め、引き続き注視が必要です。今後の税制のあり方がより国民の注目を集めることを強く望みます。

(2) 納税者権利憲章制定に向けて

ここ数年、全青税の活動のなかで特に盛り上がりを見せているのが「納税者権利憲章制定」に関する活動です。前々事業年度に青税版納税者権利憲章を作成し、前事業年度にそれを具体的にアピールするためのリーフ

レットを作成しました。

今年度は、納税者権利憲章制定のためには、まず事前手続の整備が必要として国税通則法の改正を求め、国会議員を中心に意見表明を行いました。今や納税者の権利保障の制度は多くの国家で整備され「常識」となっています。国際的に信頼される「日本の税制」の一つとして、税務行政手続の整備を早急に図り、併せて納税者権利憲章の制定をすべきであると思います。

以上、法対策部のこれまでの取り組みについて簡単に述べさせていただきました。法改正に一番重要なのは、我々会員一人ひとりが意識を持って取り組み、国民の声へと繋げることであると思います。今後とも多くの会員の皆様のご協力により、会員の声を反映した活動を行っていく所存であります。皆様の引き続きのご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

日税連執行部との懇談会

平成21年1月22日
日本税理士会館

「国税当局からの受託業務」「税理士法改正」「税制改正」などを議題に懇談

広報部長 渡邊和美(埼玉)

平成21年1月22日、日本税理士会館において日本税理士会連合会(以下「日税連」という)執行部との懇談会が開催された。日税連からは池田隼啓会長、井山要一副会長、久野峯一副会長、先本建夫副会長、小林健彦

専務理事、宮田義見専務理事、高田住男専務理事、小島忠男総務部長の8名が出席された。全青税からは、菅原会長他14名が出席した。

最初に小島総務部長の開会の挨拶があり、続いて池田日税連

会長と菅原会長より挨拶があった。懇談会は、国税当局からの受託業務、改正、税理士法改正を主なテーマに、全青税からの質問に対して日税連が回答する形式で意見交換が行われた。以下はその要旨である。



全青税からの出席者



日税連からの出席者

1. 国税当局からの受託業務について

本日、日税連臨時総会を開き、税務支援の実施に関する基準の規則の改定をした。平成20年分の確申期対応については前年同様、税務支援対象として支援の中に組み込んで実施する。平成21年以降に規則そのものは適用

される。

外部委託事業の中でコールセンターについて税務支援の中に取り込んだのは、確申期に集中をするという点である。また、コールセンターは年間継続ではなく、大量に税理士が必要とさ

れる確申期ということもあり、実務面からの要請が強く最終的な議論となった。

ただし、具体的な運用として確申期の無料相談は義務規定であり全員参加であるが、コールセンターについては希望者を募り、全員参加にはしなかった。

2. 税理士法改正について

税理士資格取得制度

日税連制度部は、次代を担う人材が他士業に比べて相当少ないため、若い税理士が増えるような制度設計が必要であると考えている。その辺の危機感を制度部のメンバーは考慮に入れているが、議論の結果いくつか意見が分かれるのでそれを集め

てしまうと、整合性がない段階の話になってしまう。

受験資格を緩和し、年齢層を下げると受験者数が増えてしまい、事務の煩雑ということも全く無視することは出来ない。若い人が税理士になれるアイデアがあれば、ぜひ聞かせて欲しい。



菅原全青税会長

ある。

法改正については、何も添付提出を高めるためのものではないが、行政当局がe-Taxだけではなく書面添付を積極的に活用する方針があることも考慮に入れなければならない。

書面添付制度

少しずつ添付率があがってはいるが4、5%くらいの状況で



池田日税連会長

3. 税制改正

特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入制度についてあくまでも税理士会は間際まで廃止ということで進めていっ

たが、10月の段階で、廃止を主張したままであると何も変わらない可能性があった。そこで急遽、数字的な交渉もやろうとい

うことになり、800万を1600万とする交渉となった。

今後も、税理士会としては廃止という方向で考えている（税政連も廃止ということだが）、ただ廃止ということになると、ある程度数字的根拠がでないとなかなか難しい。政治家の方もわれわれの言っている話だけでは、押し切れないということである。議論から消えてしまう前に、継続的な運動を通して出来るだけ早い機会に廃止をしてもらいたい。

相続税法の抜本改正

相続税の現行法については、例えば是正があると、他の相続人の税額にも影響が生じ、又、連帯納付も生じることになり、今までの法定課税方式に関して欠点があるということで、政府税調のほうも相続税の改正について検討し、遺産取得課税についても議論している。

この遺産取得課税方式については、全国15の単位会全部に主税局は出向き、意見聴取をした。

それに基づいて、今回、国会に上程をしようということになった。

しかし、国民の声を聞いて慎重にという結論になり、又、農林水産省の方からの意見もあり延びた。

調研部としては遺産取得課税が、課税方式では一番いいのではないかということを押している。

全青税の意見を組み入れて再度検討していきたいと考えている。

8月1日は、 名古屋にいりゃあ～せ！

全青税名古屋大会
へのお誘い

全国大会実行委員長 小 関 剛 史

皆さん、こんにちは。梅雨入りしすっきりしない日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。梅雨が明けたら今年の夏はどこに行こうかな……、一昨年は岐阜、昨年は埼玉、そうです今年も“名古屋”です。私が言うのもなんですが、名古屋の夏は本当に暑いんです！盛り上がりも熱いです！是非、名古屋にお越しください。

さて、何があるのかと言えば、言わずと知れた「全国青年税理士連盟 第42回全国大会 名古屋大会」が開催されます。菅原祥元執行部のこの一年を振り返り全国青税の意気を高め、しっかりと新執行部へのバトンの受け渡しをできるよう総会を開催しますのでご出席ください。そして、今年の勉強会では「裁判

員制度」を取り上げます。愛知県弁護士会所属の弁護士 長谷川龍伸先生に裁判員制度の基礎知識を分かりやすく説明していただきます。クイズ形式で答えていただくことも考えておりますので、知ったかぶり男さんは気を付けてください。

懇親会では、名古屋青税きっての精鋭が会員の皆様を飽きさせないような企画を用意しております。内容については参加した人だけのお楽しみです。昨年の全国大会・秋季シンポジウムにおけるPRを見ていただいた方はご存知のことと思いますが、名古屋青税のこと懇親会にかける意気込みは尋常ではありません。全国から集まる会員の皆さんの夏の思い出となるよう盛り上げてまいります

ので、お楽しみください。

そして、あまり知られていないと思いますが、毎年全国大会の開催に合わせて韓国税務士試験会との勉強会が開催されています。今までは執行部を中心に互いの制度の発展に寄与するため

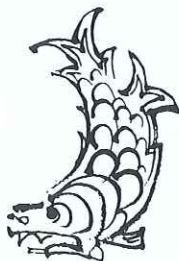


会場の名古屋東急ホテル

交流をしてきましたが、ここでの学びの機会を多くの会員に広げようと昨年より会員の皆様にも参加できるような形式をとっています。今年は「納税者の権利 ～国税通則法と国税基本法、税理士法と税務士法の比較～」をテーマに韓国と日本の将来の税理士制度の一考察となる場になると考えています。前日7月31日の17時より開催しますので、是非、ご参加ください。

名古屋で全国大会が開催されるのは8年ぶりのことですが、その当時とは会員も一新？それも当然です。名古屋青税は40歳が定年となっています。そのため、以前全国大会の企画をされた会員は名古屋青税の一線を退かれており、当時のメンバーと現在のメンバーでは99%入れ替わっています。今回の全国大会は、前回とは雰囲気も違う名古屋青税を感じていただけないかと思っておりますので、楽しみにしてください。

では、8月1日名古屋東急ホテルで皆様とお会いできることを、名古屋青税一同、心よりお待ちしております！



2009年8月1日(土) 名古屋東急ホテル

<スケジュール>

12:00～	受付
13:00～15:30	第42回 定時総会
15:45～17:30	「裁判員制度の基礎知識 ～あなたはどこまで答えられますか?～」 講師：弁護士 長谷川 龍伸 先生
18:00～20:00	懇親会

<参加申込要領>

名古屋大会参加申し込みにつきましては、別紙参加申込書に必要事項を記入し、6月30日(火)までに各単位青税担当者にFAXにてお申し込みのうえ、指定振込口座にお振込をお願いします。

なお、振込料につきましては、自己負担にてお願いいたします。

※各単位青税担当者名、振込口座などは参加申込書に記載してあります。

参加費

会員(1名につき).....	10,000円
家族(1名につき) 高校生以上.....	8,000円
小・中学生.....	5,000円
未就学児童.....	無 料

※7月20日(月)以降のキャンセルにつきましては、参加費の返却ができない場合があることを予めご了承ください。

名古屋大会実行委員

担 当	氏 名
実 行 委 員 長	小 関 剛 史
事 務 局	竹 内 眞
会 計	山 田 清 誉
会 場	櫻 井 重 之
会 場	大 久 保 武 史

単位青税担当者

単位会	担当者氏名	TEL
みちのく	大久保 武史	052-752-1676
埼 玉	小 森 秀 子	048-672-0310
千 葉	綿 貫 一 男	0475-50-2211
東 京	近 藤 東 吉	03-5272-5025
神 奈 川	金 井 浩 一	042-748-7741
名 古 屋	大久保 武史	052-752-1676
岐 阜	小 林 直 樹	058-216-0056
近 畿	坂 本 和 穂	078-393-2246
熊 本	大久保 武史	052-752-1676
そ の 他	大久保 武史	052-752-1676



あしがき

早いもので、広報部の役職を仰せつかって約一年、私自身が編集する広報誌も最後の発行となりました。

この広報誌が皆様のお手元に届く時には、8月に開催される名古屋大会の総会資料も一緒だと思

います。大会の案内の中にもあるように名古屋の夏は暑く、また、大会も熱く盛りあがることでしょう！全青税の大きなイベントの一つです。会員の皆さんで盛大に熱く盛り上がりましょう。

最後になりますが、何とか1年間広報部長を務めることが出来ました。これも全国の会員の皆さんのご

協力のおかげです。

全青税の会員の皆様には、お忙しいところ原稿の依頼を快く引き受けていただき、また、写真を提供して頂きまして本当にありがとうございました。

それでは、8月1日の名古屋大会でお会いしましょう！

(K. W)